

実施要項案に対する民間からの意見とその対応について  
 (意見公募期間:平成18年11月20日～平成18年12月4日)

整理番号	意見対象箇所	意見の概要	考え方
1	確保されるべき事業の質 (キャリア交流プラザ)	キャリア交流プラザ事業の就職を雇用保険被保険者資格取得者に限る必要はないのではないか。また、就職までの期間を7ヶ月とするのも短いのではないかと。	キャリア交流プラザについては、公共職業安定所の求職者のうち、熱心に求職活動を行っており、かつ、安定的な就職を希望されている方を対象として、これらの方の早期かつ安定的な就職の実現を目的とするものであることから、事業の質の評価の対象となる就職としては、支援の開始から満7ヶ月となる日の属する月の末日までに雇用保険被保険者資格を取得したものと及び自営を開始したものと設定しているものです。
2	確保されるべき事業の質 (求人開拓)	確保されるべき事業の質は、実施対象地域の状況を踏まえて設定しないと、評価の基準に差が生じるのではないかと。	求人開拓事業における実績は、各地域の雇用失業情勢や労働市場の規模、事業実施方法等様々な要因が複雑に影響するものであり、確保されるべき事業の質を地域毎に合理的に設定することは困難なものです。なお、事業の評価に当たっては、実施要項9(5)に記載しているとおり、雇用失業情勢の違い等各地域の差にも配慮しつつ行うこととしています。
3	実施期間 (キャリア交流プラザ、人材銀行)	毎年各社からより良いサービスの提案を受けるためにも、1年単位の契約がよいのではないかと。	事業実施期間については、受託者がスキル構築等への十分な投資が行えるよう複数年の期間を設定したところであり、複数年の契約を念頭に置いた良質なサービスの提案を期待するものです。
4	入札参加資格 (キャリア交流プラザ、人材銀行、求人開拓)	入札参加資格に設定している障害者の法定雇用率を満たすことについて、常用労働者が300人を超える事業主に限ることは、法定雇用率自体は企業の常用労働者数の規模を問わず課されるものであること等から、適切ではないのではないかと。また、そもそも当該条件を設けること自体、競争に参加できる企業を絞り込んでしまうと思われ、妥当かどうか疑問がある。	・300人以下の労働者を雇用する事業主については、障害者の雇用の促進等に関する法律において納付金等に関する暫定措置が設けられていることを踏まえ、本要件の対象としなかったものです。  ・また、受託事業者は、公共サービスを実施するものとして職業安定関係の各法律の定めを遵守することを求める立場になるものであり、受託事業者自らも職業安定関係の各法律の義務を果たしていることが必要であることから、当該条件を設けたものであり、本事業を実施する上での必要かつ最小限の要件であると考えています。
5	入札参加資格 (キャリア交流プラザ、人材銀行、求人開拓)	入札参加資格に設定している障害者の法定雇用率を満たすことについて、事業の適正かつ確実な実施を確保するための必要かつ最小限の要件とは考えられず削除すべきではないかと。	
6	入札参加資格 (人材銀行)	入札参加資格に設定している職業紹介事業に係る実績3年以上について、単に許可を受けた期間が3年以上あるだけでなく、職業紹介実績があることが必要であることが明確になるよう修文してはどうか。	原案においても、単に職業紹介事業の許可を受けている期間ではなく、職業紹介事業に係る実績を3年以上有することを条件としているものです。これにより当該実績が全くない場合には入札参加資格を有さないものであるとともに、当該実績を含む民間事業者の事業実施体制が、事業の目的に沿った実行可能なものであるか、効果が見込まれるものであるかについては、実施要項の5に基づき、企画書の評価を通じて判断することとなります。

7	事業を実施する者を決定するための評価の基準 (キャリア交流プラザ)	民間事業者の選定に当たっては、同一会社に偏らないようにしてほしい。	落札者の決定については、民間事業者の提案の評価等の結果として、同一会社が複数地域の事業を落札することもあり得ますが、選定に当たっては、実施要項に定める評価基準に基づき、適正に対応させていただきます。
8	事業を実施する者を決定するための評価の基準 (人材銀行)	企画書の必須項目審査の項目として掲げている「労働市場に関する認識について」は、当事業が地域の特性を踏まえた事業実施が重要であることに鑑み、「地域の労働市場に関する認識について」等修文してはどうか。	企画書の必須項目審査の項目に掲げる「労働市場に関する認識について」は、企画書に記載する事項として、実施要項の4(2)②イに掲げる「人材銀行が取り扱う管理的職業、専門的・技術的職業に係る労働市場に関する認識」に対応するものであり、企画書に「人材銀行設置地域の経済動向、当該地域の専門的職業等に係る業況及び雇用失業情勢等」を記載していただき、これについて評価することとしているものです。
9	事業を実施する者を決定するための評価の基準 (キャリア交流プラザ、人材銀行、求人開拓)	安値受注による弊害を避けるため、落札者の決定方法について、基礎点・加算点の合計点によって上位3者を選定し、その中で最低価格を入札した者を落札者とするとともに、入札価格が予定価格の6割に満たない場合は対象から除外してはどうか。	・落札者の決定については、実施要項の5に基づき、事業の目的に沿った実行可能なものと判断されないものについては基礎点が付与されないものであるとともに、御指摘のように、よりよいサービスを提供できる事業者が選定されるよう、基礎点と加算点の割合については、モデル事業時の10:4から10:10に変更したところです。なお、落札者決定方法の在り方については、今後も引き続き検討してまいりたいと考えています。
10	事業を実施する者を決定するための評価の基準 (キャリア交流プラザ)	落札者決定に当たっては、質を重視し、質の上位数社の中から総合評価方式で落札者を決定することや、加算点部分のみを入札価格で除するなどの方法にできないか。	・また、入札価格が予定価格の6割に満たない場合は、会計法令に基づき、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否か調査することとしており、当該調査を通じ、落札者としめないことも含め、厳正に判断してまいります。
11	事業を実施する者を決定するための評価の基準 (人材銀行)	入札価格が予定価格の6割に満たない場合は無条件に失格とすべきではないか。	